

梁元帝『金樓子』にみる魏晉南北朝時代の集書と整理

光田 雅男（中之島図書館）

はじめに

それから其の前に一寸支那の書目といふものは、いつ頃から出来たかといふことを申上げて置きたいと思ひますが、これはもう図書館の事に御関係の方は、どなたも御承知のことでありまして、現存して居る目録では漢書の芸文志が一番古いといふことになつて居ります。(一)

一九一三（大正二）年、図書館協会大会協賛事業として当時の大阪府立図書館が開催した和漢書目展覧会において、東洋史学者の内藤湖南は「支那の書目に就いて」という題目の講演を行っている。引用したのはその冒頭、中国の現存する最古の目録が『漢書』の芸文志であることを述べた部分である。

目録を作成する際に最も利用される、経・史・子・集の四つのカテゴリーを持つ四部分類は伝統的な漢籍の分類方法であり、時期的には魏晉南北朝時代に誕生し、唐代の『隋書』経籍志の編纂によつて定着したものとされている。しかし、内藤湖南が示した最古の目録『漢書』芸文志では、まだ四部分類を目にすることはできない。湖南の講演では、ここから分類の歴史を説き起こしていくこととなる。

ところで、ひとつ注意しておかなければならないのは、四部分類は単に書籍の管理運営上の観点からのみ利用されたわけではなく、学問の総体を表すものとして、近代以前の東アジアの知識人から多くの関心を集めてきたという点である。

清代の学者王鳴盛が「目録の学は、学中第一の緊要事」であると述べたように(二)、一つの学問を究めようとすれば、それが知の体系の中でどの部分に位置しているのかを把握していなければならず、手にしたテキストの良し悪しを判断できる目をも持たなければならぬ。つまりは、「目録学」の知識が絶対に必要なようになってくるのであった。したがって、四部分類は書籍の管理者の間だけで通用するものではなく、一般の知識人にとつても習得しておくべき必須の知識として存在してきたのである。

もつとも、分類法の持つ影響力が大きかったことは、それぞれの学問分野を深化させる方向に対してはそれを促す力となったであろうが、学問の枠組を固定化させる要因ともな

ってしまったものと考えられることもできる。一旦構築された知の体系のもとでは、その枠外に「逸脱」してしまうような発想は生まれにくくなってしまふ。だからこそ近代に入り、西洋の学問が大量に流入するようになるまで、四部分類はその權威を保ち続けることが出来たのであろう。

しかし、このことは翻って見れば、その体系の中で生産・蓄積されてきた「漢籍」というものを扱う上では、現在においても、やはり四部分類が一番収まりが良いということにもなるであろう。大阪府立中之島図書館では、和書との混配という事情もあり、漢籍についても書架分類上は十進分類法である「大阪府立図書館十進分類法」によっているものの、書誌分類上は『大阪府立図書館蔵漢籍目録』のごとく四部分類を採用しているというもの、こうした理由によるものであったらうと思われる。

本稿で扱う梁の元帝『金楼子』が編纂された魏晋南北朝時代というのは、目録学史上では劉向・劉歆父子の『七略』より『隋書』経籍志による四部分類の定着へと至る過渡期であり、研究上重要な時代の一つであると考えられる。

しかしながら、従来の研究においては、拠るべき史料が『隋書』経籍志の総序と、梁の阮孝緒『七録』の序の二点しか存在していないという制約が大きく、わずかにその概略を述べることで精一杯となっていた。とりわけ、内藤湖南が「今日では、漢書芸文志より隋書経籍志までの間には、書籍の目録として詳細に書名を書きあげたものは残っていない」としていたように(三)、目録の実例を窺い知ることができなかった点も問題となっていた。しかし、実は梁の元帝『金楼子』中の「著書篇」では、自著のみという限られた点数ではあるものの、それらを四部に分類して書誌情報を記録しているのであって、「詳細に書名を書きあげたもの」の内容を知る大きな手がかりとなる存在なのである。その点が、従来の研究では十分に認識されてこなかったように思われる。

本稿では、この『金楼子』の中でも特に書籍に係る記述からなる「聚書篇」と「著書篇」の二篇を取り上げることで、魏晋南北朝時代の集書活動と整理活動について、若干の考察を試みるつもりである。

『金楼子』の著者である元帝蕭繹は、梁の初代皇帝である武帝蕭衍の第七子であり、侯景の乱を平定した後に梁の第三代皇帝となった人物である。なお、即位前の王号の「湘東王」で呼ばれることもしばしばある。

魏晋南北朝時代でも特に劉宋以降の王朝については、短命な王朝の続く乱世だったこともあって、累代の名門貴族の上に寒門軍人あがりの皇帝が君臨するという図式をとることが多かった。そのため、華やかな「貴族社会」とされるのとは裏腹に、皇帝の一族自体には文化的素養が必ずしも備わっていないことも多かった。しかし、蕭繹の場合にはその父であり、即位以前には『宋書』の編者沈約らとともに「八友」の一人にも数えられていた武帝蕭衍や、兄で『文選』を編纂した昭明太子蕭統、自らのサロンで「宮体詩」という詩風を作り上げた簡文帝蕭綱など、当代随一といっても良い文学一家の中で生まれ育っていた。蕭繹自身も学問を好み、若くして眼病のために片目の視力を失って以降も、一日中、左右の者に順番に書物を読み上げさせていた。たまたま蕭繹が居眠りをしていたことを良いことに、担当者が内容を読み飛ばしたりでもすれば、必ず目を覚ましたと伝えられている。

蕭繹が非常な集書家であったことは、後述する「聚書篇」の内容からもうかがえるが、それ以外にも、侯景の乱後に建康の文徳殿の蔵書七万余巻を荊州の地へと移送させる措置を取るなど集書に努めており、「故に江表の図書、斯れに因り尽く（蕭）繹に萃まる」という状況であったという（四）。

一方で、その過剰なまでの書籍への愛着は、彼を奇矯な行動に走らせることもあった。即位の三年後、西魏の大軍が江陵に押し寄せるといふ国家存亡の非常事態に直面しても、折からの『老子』の講義を中断せず、最後には蕭繹も聴講者も軍服を着たまま講義を続けたという。その結果、蕭繹の梁は西魏に滅ぼされることになるのだが、その最中、彼は舎人の高善宝に命じて自らの蔵書十四万巻に火を放たせ、自らもその火に赴こうとしたところを止められたという。後になって、なぜ蔵書を燃やしたのかと問われた蕭繹は「書を読むこと万巻にして、猶お今日有り。故に之を焚けり！」と答えたという（五）。なお、この事件については隋の牛弘の上表中に見られる書籍の不幸の歴史、いわゆる「蔵書五厄」の一つとして、始皇帝による有名な焚書などと並んで挙げられている（六）。

以上のごとく、良い面にせよ悪い面にせよ、いずれにおいても梁元帝蕭繹は書籍に対し

て常軌を逸するほどのめり込んだ人物であったということが出来る。その蕭繹の著書の内の一つが『金楼子』である。

第二章 『金楼子』の史料的性格

『金楼子』は、その序文に「常に淮南の手に仮するを笑い、毎に不韋の人に託するを嗤う」とあるように、ここでは反面教師的な意味ではあるが、『呂氏春秋』や『淮南子』を意識して書かれている。それはつまり、『金楼子』自身の性格がそれら二書と同じように様々な思想や内容を総合的に集めた書物であることを意味している。実際、『四庫全書』では子部雑家類に上記の二書とともに「金楼子六卷」として収められているのである。

ただし、現存する『金楼子』は蕭繹の著したそのままの形で伝わっているわけではなく、一度散佚した後に、残された条文を再び集めることで復元を試みた輯佚書であり、そのことが『金楼子』の史料としての性質を複雑なものとしてしまっている

『四庫全書総目』の記述によれば、宋代頃まではまだ欠落したところもなく出回っていたものの、明代末頃には完全に散佚してしまっただけである。したがって、『四庫全書』に収められている『金楼子』は、いわゆる永楽大典本であり、その基づくところは元の至正年間の刊本だろうという(七)。

もう一つ、現在まとまった形で見ることのできるものとして、鮑廷博『知不足齋叢書』に収められているものがあり、今は知不足齋叢書本と呼んでおく。この知不足齋叢書本『金楼子』については、大阪府立中之島図書館でも所蔵している(八)。両者については、同じ時期に作られた別系統のテキストであり、互いに異同もあるという(九)。

このように、現存する『金楼子』は完全な形の足本ではなく、原書とどの程度違っているのかも推測しがたい史料となっている。目録学の分野のみならず、これまで『金楼子』という史料が研究の材料とされることの少なかった要因として、この不安定さが大きな影を落としていることは間違いないであろう。

しかしながら、たとえ足本ではないとしても、もともと史料的な制約の大きい魏晋南北朝時代ではあり、政治的にも文化的にも大きな影響をもった人物の著作であることを考慮するならば、全く看過してしまつてよい史料であるとも思われない。加えて『四庫全書総目』では、「興王・戒子・聚書・説蕃・立言・著書・捷対・志怪の八篇、皆首尾完整す」と

しているように、この八篇に限っては一定の信頼性を認めているのも事実なのである。とりわけ後に詳述するように、「聚書篇」が結果としての蔵書ではなく、過程であるはずの集書を記録しているという特殊性、目録学史上の史料不足を補う存在である「著者篇」の価値を考える時、『金楼子』を史料として活用していくことには、やはり十分な意義があるものと思われるのである。

第三章 「聚書篇」にみる元帝の集書活動

知不足齋叢書本『金楼子』巻二に収められている「聚書篇六」は、著者蕭繹の書籍収集活動の記録である。

同篇末尾の文章によれば、「吾、今年四十六歳。聚書自り来四十年、書を得ること八万卷」とあり、彼が西魏の軍隊に捕らえられて亡くなる一年前、承聖二（五五三—西暦。以下同じ）年に記されたものであることが分かる。篇の冒頭、「初め閣を出でて西省に在るに、敕旨を蒙りて五経の正副本を賚わ」った時というのが、彼が湘東郡王に封ぜられた天監十三（五一四）年、七歳の時のことだとすると、それから三十九年ではほぼ四十年の数と合う。以下、全文を紹介することはあまりに煩雑となるので、適宜注目すべき箇所の内容を取り上げ、書き下し文の形に改めた上で解説を加えてみたい。

初め閣を出でて西省に在るに、敕旨を蒙りて五経の正副本を賚わる。琅琊郡と為りし時、敕を蒙りて書を給さる。並びに私に繕写する有り。

蕭繹の書籍収集は、父である武帝の敕により五経を賜ったことに始まるが、後に貰った書籍とともに、書き写しを行ったという。言うまでもなく、中国で印刷の技術が登場するのは唐代、一般的には宋代に広まったとされており、蕭繹が生きた梁代において、書籍を得る方法としては書き写すことがほぼ全てなのであった。「聚書篇」中にも「写」という字を、この後何度も目にすることができ。

東州と為りし時、史・漢・三国志・晋書を写し得たり。又、劉選部孺家、謝通直彦遠家の書を写す。又、人を遣わして呉興郡に至らしめ、夏侯亶に就きて書を写し得たり。

「東州」は不明だが、劉孺の蔵書を書写したのは、劉孺が輕車湘東王長史・領會稽郡丞の肩書きで蕭繹の幕僚として活躍していた際と思われるので、おそらくは蕭繹が会稽太守であった時のことを指すのであろう。「史」は司馬遷『史記』、「漢」は班固『漢書』、「三国志」は陳寿『三国志』であるが、「晋書」はもちろん唐代に成立した正史の『晋書』ではなく、それ以前に行われた諸家の晋書の内のいずれかであろう。さらに、呉興太守であった夏侯亶の蔵書を得た時のように、わざわざ人を派遣して書写させってもらうこともあった。

揚州と為りし時、呉中の諸士大夫に就きて起居注を写し得たり。又、徐簡肅勉の起居注を得たり。

「起居注」とは皇帝の言行を記録した書籍であり、『隋書』經籍志では後漢獻帝以来の起居注を四十点ほど挙げている(十)。徐勉については、従来の起居注が煩雑であるところから、編集を加えて『流別起居注』六百巻を作ったことが本伝に見える(十一)。

前に荊州に在りし時、晋安王子時に雍州に鎮したれば、啓して書写を請う。比ごろ 90
応に蜀に入らんとすれば、又書を写し得たり。又、州民宗孟堅を遣わし、都の市に下して書を得たり。

「荊州に在りし時」というのは、蕭繹が荊州刺史となった普通七(五二六)年頃のこと。現在と変わらず、引越しの際などは、普段書庫の奥深くに蔵されている書籍を手取るチャンスだったのであろう。また、宗孟堅を派遣した際のように、出来合いの書籍を購入するという集書方法も無くはなかった。ただし、やはり圧倒的に書写や譲渡によるものが多いようであり、「聚書篇」ではその他に購入したという例は少なく、逆に書籍を集めるための方として「購入」というものが意識されることは極めて少なかったであろうことがうかがわれる。

安成煬王湘州に於いて薨じたれば、又人を遣わして就きて書を写し得たり。

安成煬王機が湘州で亡くなったのは大通二(五二八)年のこと。本伝によれば、安成煬

王機については性格に問題があったものの、豊富な蔵書を有していたことが知られ、そうした関係もあつてか、蕭繹は彼の詩賦を編集して序文も書いてやったというほどの仲であつたようである（十二）。

又、招提琰法師衆義疏及び衆經序を得たり。又、頭陀寺曇智法師陰陽卜祝冢宅等の書を得たり。

蕭繹が集めたのは経書や史書などの四部書だけではなく、仏書もそうであつた。それとこのものも、彼の父である武帝蕭衍は稀代の崇仏皇帝としても有名で、同泰寺をはじめとした仏寺の造営、自ら皇帝の身分を捨てて三宝の奴となる「捨身」を大々的に行つてもいる。さらに、本来儒教的儀礼をこそ最も体現すべきもののはずである外交儀礼の場においても、仏教的色彩を濃厚に取り入れた式次第を執り行つていたという記録も残っているほどの仏教信者なのであつた（十三）。

又、江州江革家に於いて、元嘉前後の書五帙を得たり。又、姚凱の処に就きて三帙を得たり。又、江録の処に就きて四帙を得たり。足して一部と為し、合わせて二十帙一百一十五卷。並びに是れ元嘉の書にして、紙墨極めて精奇。

そもそも、いつごろ誰の蔵書を書写して手に入れたかという記録を丁寧に記しているだけでなく、集書を始めた当時から蕭繹が几帳面に記録をつけていたことを窺わせるのだが、この部分以降、さらに巻数についても詳しく記している部分が登場する。元嘉は劉宋文帝時代の年号であり、「元嘉の治」として社会が安定し文化が栄えた時代として記憶されている。ここで手に入れているのは、あらためて書写したものではなく、元嘉時代の写本そのものであるために、出来栄えの素晴らしさを特筆しているのであるが、蕭繹の頃にどうにか手に入れられる写本の現物としては、この元嘉頃が上限であり、極めて貴重なものだったということもあるであろう。

又、蘭左衛欽、南鄭従り還りたれば、又写し得たり。蘭の書、往往にして未だ江を渡らざる時の書、或いは是れ此の間の製作にして甚だ新奇なり。張湘州纘の経餉書の樊光注爾雅の例の如き是れなり。張予章綰の経餉書の高僧伝の例の如き是れなり。范鄙

陽胥の経餉書の高誘注戦国策の例の如き是れなり。隱士王纘の経餉書の童子伝の例の如き是れなり。

蘭欽は軍人としての事蹟を持つ人物であり、南鄭を中心とした漢中地方を大同元（五三五年）年に領有することに成功している。その蘭欽がもたらした書籍については、「未だ江を渡らざる時の書」、つまり長江以北、華北の地で伝わってきた書物であることが貴重なのであった。北朝と南朝、互いに異なる王朝が分立した魏晋南北朝時代においては、物資の流通が制限されていたため、自らの地域に伝存していない書籍を手に入れることは容易ではなく、それだけにそうした書籍への関心は常に高まっていた。中でも、北魏の孝文帝が南齊に「借書」を求めた例は、南齊朝廷に大きな議論を巻き起こしたことを含めて記録が残っている（十四）。なお、多くの場合、情報漏洩の心配があるとしてそれらの求めは実現しなかったのであり、さらに一層書籍への渴望を高めることとなった。一方で、沈約『宋書』がいち早く北朝に伝わっていたことを示す記録もあって（十五）、大上段な「借書」以外にも書籍の入手ルートがいくつかは存在していたであろうことを思わせる。その内の一つが例えば南北の国境付近で行われた「互市」であり、例えばこの蘭欽の例のように領有権の交代をもたらした軍事行動によるものであったのであろう。なお、蘭欽については鮮卑族であって、北魏から梁に降った人物であろうとする説があり（十六）、おそらくその通りなのであろう。だとすれば、蕭繹が蘭欽から手に入れた書籍は単純に南鄭を領有した時に入手したもののだけではなかったのかもしれない。

法書は初め韋護軍叡の餉数卷、次に又殷貞子鈞の餉を得たり。爾る後に又范普を市に遣わして法書を得たり。又、潘菩提を市に使わして法書を得たり。並びに是れ二王の書なり。

法帖については市での購入も行っており、そちらはいずれも王羲之・王献之父子の書跡であったという。殷鈞は本伝によれば、宮中秘閣の四部の書の校訂を行い、目録を作ったとされている（十七）。

吾今年四十六歳。聚書自り来四十年、書を得ること八万卷。河間の漢室に侔しきも、頗る之を過ぎたりと謂へり。

「河間」は前漢の河間献王劉徳のことで、集書に励み、その個人蔵書は宮廷の書庫にも匹敵するほどであったという。蕭繹自身は、自らの蔵書をそれに勝るとも劣らないものとして負っていた。

以上、かなり省略した形での紹介とはなったが、それでも蕭繹の集書活動が始まりから終わりに至るまで、かなりの多岐に渡っていること、それが逐一記録されていることを確認することができた。

そもそも、結果としての一大蔵書コレクションを強調するような記録自体は少なくない。後世登場する様々な公的・私的な蔵書目録に課せられた目的の一つも、それであったであろう。しかし、『金楼子』のように、その過程である集書活動についての詳細な記録というのは極めて少ない。

蕭繹がこの「聚書篇」を記した理由は、やはり第一は自身の所有する蔵書への自信・自慢であったろう。ただし、ただそれだけではなく、四十年間様々な人々との交流を通じて集め続けた一つひとつを記すことで、書籍を集めることがいかにたゆまぬ努力の結果であるかを示す意図もあったものと思われる。その点で「聚書篇」は、梁代における書籍の有様的一端を示す貴重な史料であるとともに、梁の皇帝である蕭繹の、書籍を媒介とした公的・私的な人間関係をも連環的に表現したものであったということができらるだろう。

第四章 「著書篇」にみる梁代分類目録の実際

漢籍の分類方法として、今日でも一般的に目にするところの「四部分類」が定着したのは、『隋書』経籍志によるものであるが、その登場は三国時代にさかのぼる。経籍志の総序によれば、魏の秘書監荀勗が『中経新簿』を著し、「分ちて四部と為し、群書を総括した」とあり、甲部に「六芸、小学」を、乙部に「古諸子家、近世子家、兵書、兵家、術数」を、丙部に「史記、旧事、皇覧簿、雜事」を、丁部に「詩賦、函讚、汲冢書」をそれぞれ収めたとされている。そしておそらく、この『中経新簿』のもととなった鄭默『中経』でも、すでに四部分類が採用されていたものと考えられているのである。

その後、劉宋の元嘉八（四三一）年には謝靈運が六万四千五百八十二巻を収めた『四部

目録』を、南斉の永明年間（四八三～四九三）には王亮と謝朓が一万八千一十卷を収めた『四部書目』を、梁に入っては任昉・殷鈞の『四部目録』などが、四部分類を採用した目録として編纂されてきている。

しかし、これらと同じ魏晋南北朝時代には、劉向・劉歆『七略』以来の「七」部分類に回帰しようとする動きもあり（十八）、劉宋の王儉『七志』では經典志、諸子志、文翰子、軍書志、陰陽志、術芸子、凶譜志に附篇として道書、仏書を取るという形式を採用し、梁の普通年間（五二〇～五二六）にも阮孝緒が『七録』にて經典録、記伝録、子兵録、文集録、技術録、仏録、道録という七部分類を用いた目録を編纂している。つまり、蕭繹の生きた梁代には、新たに現れてきた四部分類と、伝統的な回帰を目指す七部分類が併存する形で使用されていたことになる。

本章で扱う知不足齋叢書本『金楼子』巻五「著書篇十」は、元帝蕭繹の編纂した書物全六百七十七卷を甲乙丙丁の四部及び仏書に分類したもので、蕭繹個人の著述目録となつている。したがって、掲載する書物の総数からすれば、既述の蔵書目録などには及ぶべくもないのであるが、目録自体の形式は著述目録であろうと蔵書目録であろうとそう変わるものではないであろうし、蕭繹自身の性格も影響して分野が偏ることなく四部全てに書名が掲げられている点などもあって、この『金楼子』著書篇は、目録学史上最も揺れの大きな時代に作られた上、内容をうかがい知ることのできる唯一の目録であるという、極めて高い価値を有する史料なのである。

以下、同篇の目録部分を各部ごとに紹介する。なお、引用文中の（ ）内は原注であるが、蕭繹による自注と、知不足齋叢書本の注が混在しており、知不足齋叢書本の注については「案、云々」という形式で始まっている。これらの注については、筆者の判断により適宜句読点を付した。

著書篇十（案昭徳読書志，金楼子目録有著書篇。永樂大典金楼子，聚書篇後有自連山三秩至已上六百七十七卷云云。今案其文，蓋係著書篇正文，脱其篇目，因誤与聚書合為一篇。今分為著書篇。大典又別載金楼子著書篇五条。其二条，与芸文類聚所載梁元帝孝子伝序・懐旧志序相出入，而首尾殘闕，文亦互異。知原書具載序論，非僅目錄。今遍考諸書，凡可補者，悉付於後。庶存其大略云。）

連山三秩三十卷（金楼年在弱冠，著此書。至於立年，其功始就。躬親筆削，極有其勞。）

金樓秘訣一秩二十二卷（金樓纂。即連雜事無奇也。）

周易義疏三秩三十卷（金樓奉述制義，私小小措意也。○案梁書本紀，義作講，三十卷作十卷。）

札雜私記五秩五十卷（十七卷未成。）

右四件一百三十二卷甲部

最初の甲部には、現在の経部に対応する書籍四件を載せている。篇名部分に付された知不足齋叢書本の注によれば、『永樂大典』ではこの著書篇の目録部分については、もともと聚書篇の後に付されていたという。しかし内容を確認すれば、これが蔵書目録でないことは明らかであるから、同注のように著書篇の文章が誤って聚書篇に混入してしまったものと考えて間違いないであろう。こうした事情もあつてか、それぞれの部に掲載されている巻数の合計が最後の総数と一致しない場合もあるなど、現在目にするところの著書篇が、蕭繹の記したもののそのままというわけではないようである。もともと、梁代の分類目録の有様をうかがうという本稿の目的においては、それは大きな障害とはならないであろうから、今はその問題は置いておく。

なお余談であるが、梁代当時の書籍はいわゆる卷子本の形態をとることが大半であり、「秩」とはその巻物を布で纏めた際の個数を表している。著書篇に掲げられている秩と巻数の関係を見ると、『金樓秘訣』の一秩二十二巻という唯一の例外を除いて、その他は全て最大でも十巻で一秩となるよう収納されていた様子をうかがうことができるようになってくる。

注前漢書十二秩一百一十五卷

孝徳伝三秩三十卷（金樓合衆家孝子伝，成此。）

忠臣伝三秩三十卷（金樓自為序。○案隋書経籍志，有頭忠伝三卷梁元帝撰。）

丹陽尹伝一秩十卷（金樓為尹京時，自撰。）

仙異伝一秩三卷（金樓年小時，自撰其書，多不経。）

黄妳（案，梁朝有名士，呼書卷為黄妳，即見本書雜記篇。原本黄訛王，謹校正。）自序一秩三卷（金樓小時，自撰此書，不経。）

全徳志一秩一卷（金樓自撰。）

懐旧志一秩一卷（金樓撰。）

研神記一秩一卷（金楼自為序，付劉毅纂次。）

晋仙伝一秩五卷（金楼使顔協撰。○案梁書顔協伝，協所撰晋仙伝五篇。）

繁華伝一秩三卷（金楼使劉緩撰。）

右一十一件二百一十一卷乙部（案右件，僅二百二卷。）

二つ目の乙部には、現在の史部に対応する書籍十一件を載せる。ただし、巻数は実際には二百二巻となり、九巻分の不足である。なお、一件目の『注前漢書』が正史類であることを除き、他は概ね史部の中でも伝記類に属する書物であると考えて良いであろう。中でも、『仙異伝』『研神伝』『晋仙伝』については、東晋の干宝『搜神記』をはじめとする魏晋南北朝時代のいわゆる「志怪」の風潮を受けたものであり、いかにも蕭繹の生きた時代を反映した著書であるといえよう。

孝子義疏一秩十巻（奉述制旨，并自小小措意。○案梁書本紀，武帝有老子講疏，元帝有老子講疏四巻。今自注云，奉述制旨。則孝字即老字之訛，義字即講字之訛。但巻数不同。未敢輒改，附識於此。）

玉韜一秩十巻（金楼出牧渚宮時撰。）

貢職図一帙一卷

語対三秩三十巻

同姓名録（案梁書本紀，作古今同姓名録。）一秩一卷。（金楼撰。）

式苑一秩三巻（金楼自撰。○案梁書本紀，有式賛三巻。苑字疑訛。）

荊南志一秩二巻（金楼自撰。）

江州記一帙三巻

奇字二秩二十巻（金楼付蕭賁撰。）

長州苑記一秩三巻（金楼与劉之亨等撰。）

玉子訣一秩三巻（金楼付劉緩撰。）

宝帳仙方一秩三巻

食要一秩十巻（金楼付虞預撰。）

弁林二秩二十巻（案隋書經籍志，弁林二十巻，注蕭賁撰。）

菓方一秩十巻

補闕子一秩十巻（金楼為序，付鮑泉東里撰。）

譜一秩十卷（金樓付王兢撰）

夢書一秩十卷（金樓使丁覬撰。）

右一十八件一百六十卷丙部（案右件，僅一百五十九卷。）

三つ目の丙部には、現在の子部に対応する書籍十八件を載せる。ただし、この丙部も実際の巻数は一百五十九巻で一卷不足である。

さて、この丙部で確認しておきたいのは『荊南志』と『江州記』の二点である。書籍の中身まで確認することは現在では出来ないため、絶対の確証は持てないものの、その書名からしておそらくこの両書はいわゆる「地方志」に当たるものと思われる。しかし、仮に地方志であるならば、現在の四部分類においては子部ではなく史部の中にこそ収められるべきものであり、『隋書』経籍志においても、『山海経』を初めとする一百三十九部の地理書を史部に掲出している（十九）。

実は、地理書がまとまって登場するのは、「地域」というものに目が向けられるようになった魏晋南北朝時代に入ってから以降のことであり、目録学上でも、この新しい資料群をどのように扱うかについては変遷が見られるのである。『金樓子』の執筆と最も時代的に近い阮孝緒『七録』では、史部に対応する記伝録の中に土地部として収めているものの、時代を遡って劉宋の王儉『七志』では、図書（図入り本）と地域を扱う「図譜志」という部をわざわざ新たに設けるといふ措置を取っている。『金樓子』においても、地理書はまだ定まった場所を与えられていないかのごとく、子部の中に籍を借りる形になっているようである。

最終的に『隋書』経籍志が地理書を史部に収めたのは、大きな影響を与えたとされる阮孝緒『七録』によるものかとも思われるが、それはともかく、こうした点からも、『金樓子』著書篇が魏晋南北朝時代の目録学変遷の跡を留めた著述目録であることが了解されるだろう。

安成煬王集一帙四卷（案梁書，安成康王秀子機襲封。諡曰煬。所著詩賦数千言。世祖集而序之。原本訛作煬帝王集。係鈔写訛舛，謹校正。又隋書経籍志，安成煬王集五卷。）
集三秩三十卷（案梁書本紀，文集五十卷。隋書経籍志作五十二卷。又有梁元帝小集十卷。疑作此書時，方三十卷，非訛也。謹校。）

碑集十秩百卷（付蘭陵蕭賁撰。○案隋書経籍志，梁元帝撰，雜碑二十二卷，碑文十五

卷。此作百卷。疑至隋時，已失其全。謹校。）

詩英一秩十卷（付琅琊王孝祀撰。○案隋書經籍志，有詩英九卷，注謝靈運集注。又云，梁十卷，不著姓名。疑即元帝此書。謹校。）

右四件一百四十四卷丁部

四つ目の丁部には、現在の集部に対応した書籍四件を載せる。安成煬王機については、蕭繹との仲の良さが知られ、機が亡くなった時にはその蔵書を書写させて、蕭繹自身の蔵書に組み込んでもいたこと、前章で触れた通りである。

内典博要三秩三十卷（案梁書本紀作一百卷）

已上六百七十七卷

仏書については、四部の枠外という扱いで一件を載せている。部に名称が付けられていないことから、「五部」ではなく、あくまで四部の付篇という位置付けであったと考えるべきであり、蕭繹が著書篇で四部分類を採用していたことに異論はないであろう。

以上のごとく、四部分類と七部分類が併存していた魏晉南北朝という時代の中で、『金楼子』の著者である蕭繹が四部分類を採用していたことは、本章の記述から確認することができた。もっとも、著書篇についてはあくまで個人的な著述目録であったが、公的にも蕭繹が書籍を四部で分類させていたらしいことは、顔之推「觀我生賦」の自注に侯景の乱を平定した後のこととして「王司徒表して秘閣旧事八万卷を送らんとすれば、乃ち詔して比校せしめ、部分して正御・副御・重雜の三本と為さしむ。左民尚書周弘正・黄門郎彭僧朗・直省学士王珪・戴陵は経部を校し、左僕射王褒・吏部尚書宗懷正・員外郎顔之推・直学士劉仁英は史部を校し、廷尉卿殷不害・御史中丞王孝祀・中書郎鄧蓋・金部郎中徐報は子部を校し、右衛將軍庾信・中書郎王固・晋安王文学宗善業・直省学士周確は集部を校するなり。」とあることから分かる（二十）。また、同じく梁代に任昉らによつて編纂されたのも『四部目録』なのであった。

したがって、梁代に『七録』などの七部分類を採用した目録が編纂されたとはいっても、特に公的な地位にあるものについては、『金楼子』著書篇のように四部を採用することが多かったものと推測される（二一）。また、七部分類への回帰を目指した王儉『七志』や阮孝

緒『七録』にしても、劉歆『七略』の旧態をひたすらに墨守したのではなく、史書の扱いをはじめとして、その時代の現状に合わせる努力を行っており、内実は四部分類に近い形式を持つものでもあったのである(二二二)。こうしたことを考慮するならば、『隋書』経籍志編纂時にも四部以外の分類方法を採用する余地は、すでにほとんど無かったものと結論付けることができよう。

なお、『金楼子』著書篇において、四部全てに書物が偏りなく掲出されている最大の要因は、蕭繹という人の有する二つ理由があった。一つは、『金楼子』自体が持つ雑書的性格と同様、蕭繹自身も幅広く浅い知的関心を抱いていたということ。これは魏晋南北朝時代の文人が持つ特徴の一つでもあった。今一つは、誰かに編纂を命じたものであっても自身の「著作」とすることのできる、皇帝・宗室の王子という特殊な立場によるものであった。実際に、著書篇に挙げられている三十八件の書籍のうち、十一件については誰に編纂させたものか明記されている。他に『忠臣伝』では「金楼自ら序を為す」とあって、つまりは序文以外は別人が編纂したものと考えられるし、『長州苑記』の場合のように劉之亨らとの「共著」となるものもあった。したがって、もし現代的な感覚から判断したならば、著書篇に見られる書籍の内、三分の一程度については蕭繹はよく見てもせいぜい「監修者」どまりなのである。もっとも、仮に蕭繹の号令がなかったならば、それら三分の一の書籍は、当時において存在すらすることがなかったであろうことも、また確かなことであつたらう。

おわりに

本稿では、魏晋南北朝時代の集書と整理活動について、梁の元帝蕭繹の自著『金楼子』の記述を辿ることで確認していく作業をおこなった。

集書活動については、逐一を詳細に記録した聚書篇の内容が、「魏晋南北朝」という時代的な限定を外したとしても、他に類例を見ることの少ない貴重な史料であることを示した。また、書籍の売買という事象のまだ少なかった当時において、書写というほぼ唯一の手段による収集を行うためには、公的なものも私的なものも含めてパーソナルな繋がりがいかに重要であったかも確認することができた。

整理活動については、四部分類と七部分類の間で揺れていたとされる魏晋南北朝時代の目録学上の問題を、著書篇による著述目録の実際を確認することで、少なくとも梁代にはすでに四部分類が大きな力を持っていたであろうことを示した。

本稿で扱ったのは現存する『金楼子』の中でも僅かに「聚書篇」「著書篇」の二篇のみであったが、史料の不足を補うものとして、同書がいかにも有効なものであるか、前章までの考察を通じて示すことができたと思う。とりわけ『金楼子』という書物は、魏晋南北朝の中でも一級の文人であり政治家でもあった蕭繹が著したものであり、その価値は決してこれまで等閑視されてきたほどには低くはないはずである。一書の中に様々な内容を含む、その雑書的な性格ともあいまって、史料としての信憑性も含め、今後色々な観点からさらに深く読み込まれる必要があるものと思われる。

注

- (一) 『内藤湖南全集』第十二卷（筑摩書房、一九七〇年）「支那の書目に就いて」
- (二) 『十七史商榷』卷一・史記一
- (三) 前掲『内藤湖南全集』第十二卷「支那目録学」
- (四) 『隋書』卷四十九・牛弘伝
- (五) 『資治通鑑』卷一百六十五・元帝承聖三年十二月の条。ただし、巻数については『南史』卷八・梁本紀下に「十余万卷」とあるなど異同が見られる。
- (六) 『隋書』卷四十九・牛弘伝
- (七) 『四庫全書総目』卷一百一十七卷・子部雜家類一
- (八) 『金楼子』六卷（『知不足齋叢書』第九集・六十五〜六十六冊）
- (九) 詳しくは、鍾仕倫『《金楼子》研究』（中華書局、二〇〇四年）参照。
- (十) 『隋書』卷三十三・経籍二
- (十一) 『梁書』卷二十五・徐勉伝
- (十二) 『梁書』卷二十二・太祖五王伝
- (十三) 『西陽雜俎』卷三・貝編に、東魏の陸操が梁を訪れた時のこととして、武帝が菩薩衣を着て仏の礼拝を陸操とともに行ったことが見える。
- (十四) 詳しくは、吉川忠夫「北魏孝文帝借書考」（『東方学』第九十六輯、一九九八年）参照。
- (十五) 『魏書』卷五十三・李孝伯伝附李豹子伝に「劉氏偽書」を取り上げており、その中に「張暢伝」

があることが分かるため、劉宋の歴史を著した沈約『宋書』のことと考えられる。

(十六) 榎本あゆち「帰降北人と南朝社会―梁の將軍蘭欽の出自を手がかりに―」(『名古屋大学東洋史研究報告』十六、一九九二年) 参照。

(十七) 『梁書』卷二十七・殷鈞伝

(十八) ただし、『七略』の分類を受け継いだ『漢書』芸文志によれば、「七」部の内、「集略」は総論に当たる部分で、『七略』自体は実際には六部分類であった。

(十九) なお、同所に「荆南地志二卷(蕭世誠撰)」というものが見える。あるいは著者は「蕭世誠」の誤り、つまり蕭繹のことで、ここに掲げる『荆南志』と同一のものであろうか。

(二十) 『北齊書』卷四十五・文苑顔之推伝

(二一) 『隋書』卷三十三・経籍二に見られる簿録中でも、書名から四部分類を採用したと判断される目録が多いことを確認することが出来る。

(二二) 詳しくは、前掲『内藤湖南全集』「支那目録学」及び井波陵一『知の座標 中国目録学』(白帝社、二〇〇三年)等を参照。

※ なお、参考資料中、鍾仕倫『《金樓子》研究』及び『名古屋大学東洋史研究報告』十六については、平成二十年一月現在において大阪府立図書館未所蔵のものである。